

徳島県情報公開・個人情報保護審査会答申情第214号

第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書公開請求

令和2年12月1日、審査請求人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「1. 県が保有する（海岸保全区域）の図面の〇〇海岸附近全部 2. 〇〇海岸の防波堤護岸に関する関係書類全部 運輸政策課、県土整備部〇〇、農林水産部〇〇」の公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

令和2年12月15日、実施機関は、本件請求に係る公文書について、「〇〇海岸保全区域台帳」（以下「本件公文書」という。）と特定し、公文書公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

令和2年12月18日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求を行った。

4 諮問

令和3年3月23日、実施機関は、徳島県情報公開審査会（現徳島県情報公開・個人情報保護審査会）に対して、本件審査請求につき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

県の枉法行為を確認したため。

2 審査請求の理由

あるべき書類県報にH29年5月22日付け「徳島県告示288号」の記載された書類等を出せ。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書によると、本件処分の理由は、おおむね次のとおりである。

実施機関は、本件請求における文書について、次のとおり判断したところである。まず、「1. 県が保有する（海岸保全区域）の図面の〇〇海岸附近全部」について運

輸政策課（現港湾政策課）が保有するものを本件公文書と特定し、公開決定を行った。

次に「２．〇〇海岸の防波堤護岸に関する関係書類全部」については、〇〇海岸の防潮堤は昭和５２年から昭和５３年にかけて、〇〇川河口部北岸の防潮堤は昭和５５年に竣工しているが、当該関係文書は保存期間を経過していることから、存在しない。

さらに、本件処分の審査請求の理由として、審査請求人があるべき書類と主張する「平成２９年５月２２日付け徳島県告示第２８８号の記載がされた文書」については、農林水産部が指定した「〇〇〇沿岸、〇〇〇海岸、〇〇〇海岸に係る海岸保全区域の指定区域の改正」に係る県報告示に関する文書であり、実施機関の所管外であることから、存在しない。

以上により、実施機関は、当該公文書公開請求書について、条例第１２条第１項の規定に基づき公開決定をしたものである。

第５ 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年月日	内 容
令和３年 ３月２３日	諮問
令和７年 ６月２４日 第２部会（第２４回）	審議
同 年 ７月２８日 第２部会（第２５回）	審議

第６ 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

１ 本件事案の対象公文書について

実施機関は、本件請求に係る公文書を本件公文書と特定して本件処分を行っている。

実施機関に確認したところ、請求内容の「２．〇〇海岸の防波堤護岸に関する関係書類全部」については、〇〇川付近の海岸で国土交通省港湾局が所管している〇〇海岸の防潮堤護岸に関する公文書と特定したが、当該公文書はいずれも昭和５０年代に竣工した際に作成されたものであって、保存期間を経過していることから存在しないとのことであった。

これに対して、審査請求人は、あるべき書類として県報に記載された書類等を出せと主張しており、実施機関が行った公文書の特定について争っていると解されることから、以下、審査請求人がその存在を主張する公文書の保有の有無について検討する。

２ 本件公文書の保有の有無について

実施機関の弁明によると、審査請求人があるべき書類と主張する「平成２９年５月２２日付け徳島県告示第２８８号の記載がされた文書」については、農林水産部が指

定した海岸保全区域の指定区域の改正に係る県報告示に関する文書であり、実施機関の所管外であることから存在しないとのことである。

当該県報告示に記載されている海岸保全区域を確認したところ、当該海岸保全区域は生産基盤課が事務を分掌していることから、運輸政策課（現港湾政策課）では事務を行っていないことが認められる。

以上により、実施機関の説明に不合理な点はなく、実施機関が行った本件公文書の特定は妥当であると認められる。

3 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

徳島県情報公開・個人情報保護審査会第2部会委員名簿

(50音順)

氏 名	職 業 等	備 考
綾野 隆文	弁護士	
小田切 康彦	徳島大学大学院社会産業理工学研究部准教授	部会長
谷 風雲	弁護士	
梶本 久実	税理士	